従業員各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成28年5月26日

　株式会社アイ．ワールドカンパニー

代表取締役　井上裕令

交通費に関する就業規則の改定について

交通費に関する就業規則の改定が、下記の通りに決定されましたので、

お知らせします。

平成28年6月1日からとなりますので、ご確認下さい。

1. 公共機関利用の方

全員「ICカード」の履歴により交通費の清算をします。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　それに伴い通勤専用の「ICカード」の作成をして下さい。

ICカードは各交通機関で販売されていますので、各自でご確認下さい。

例　（ICOCAやPiTaPa、Nikopaなど）

　　６月より実施いたしますので早急に作成をお願いします。

1カ月の利用履歴を、翌月5日までに、所属店舗へ各自、提出をお願い致します。

履歴の提出がない方は、交通費の支給が出来ませんので、ご了承下さい。

　　 　履歴発行の場所は、ICカード購入時に、窓口で各自確認をして下さい。

1. 定期を利用されている方

当社通勤用の定期購入に関しては、全額支給になります。

購入時の領収書、または領収書のコピーを所属店舗に提出して下さい。

通学用定期を利用している方は、定期券の範囲以外でかかった、交通費のみ支給します。

定期更新時に、必ず領収書を所属店舗へ提出して下さい。

領収書の提出がない方は、交通費の支給が出来ませんので、ご了承下さい。

1. 当社通勤の為、駐輪場や駐車場を利用されている方

　　 通学用で駐輪場を契約されている場合は支給対象外です。

　　 当社通勤で利用される場合は、必ず領収書をもらって下さい。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　領収書は、月初めにまとめて提出をして下さい。　 領収書は、必ず名前を明記して下さい。

※ 不明な点がある場合は、事務所までご連絡をお願い致します。